

パブリック・コメント手続(意見募集)

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

意見募集期間

令和7年(2025年)

10月10日(金)～10月31日(金)

お問い合わせ先：環境部廃棄物対策課

電話 046-822-8469(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

令和2年7月1日から「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第24条の2に基づき、ごみや資源物の持ち去りを禁止し、違反者には過料に処することとしています。

近年、周辺自治体においても持ち去り行為への規制強化が進んでいることから、本市としても、これらの自治体との均衡を保ち、広域的な対策を図るため、厳罰化を検討しております。

このたびのパブリック・コメント手続は、この条例改正案について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について…	2
◆意見の提出方法……………	3

○廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

1 改正する条例

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例

2 意見募集の趣旨

令和2年7月1日から、ごみや資源物の持ち去り行為について「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき禁止するとともに、違反者には過料を科すこととしています。

近年、周辺自治体でも同様の持ち去り行為に対する規制強化が進んでいることから、本市としてもこれらの自治体との均衡を保ちつつ、広域的な対策の一環として、持ち去り行為に対する罰則の厳罰化を検討しています。

このため、横須賀市の条例について一部改正を行うこととし、今回、その改正案に関してパブリック・コメント手続を実施します。

3 条例の一部改正案の概要

ごみや資源物の持ち去り行為に対する罰則を強化し、現行の5万円以下の過料から20万円以下の罰金へと引き上げます。また、持ち去り行為者に加え、その法人等に対しても同様の罰則を定めることで、違反者に対する抑止力を一層高めめます。

4 施行日

令和8年10月1日(予定)

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年(2025年) 10月10日(金) から
令和7年(2025年) 10月31日(金) まで

2 宛 先 環境部廃棄物対策課 家庭系廃棄物担当

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・環境部廃棄物対策課(横須賀市役所分館5階 18 番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 環境部廃棄物対策課

ウ ファクシミリ

046-823-0865

エ 電子メール

legu-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。